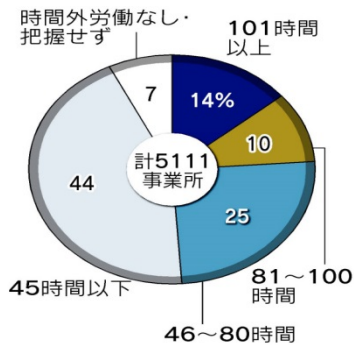


労働基準法違反はブラック企業 厚労省は違反があった企業に是正勧告し、 改善が見られない場合、 労働基準法違反容疑で 送検、社名を公表する方針。

1カ月の残業・休日出勤時間が最大だった従業員



日本経済新聞より
1217

厚生労働省では、若者の「使い捨て」が疑われる企業等に関する無料電話相談を9月に実施し、今月17日、若者の使い捨てなどが疑われる「ブラック企業」の調査を実施し、対象の5111事業所のうち82%に当たる4189事業所で労働基準関係法令の違反が見つかったと発表しました。**ブラック企業の調査を厚労省が行うのは初めて。**また、同省は違反があった事業所に是正勧告を行った上で、**是正が見られない企業については公表し、書類送検する方針**としました。厚労省によると、新規学卒業者で3年以内に仕事を辞めた割合は31%。若者を定着させる環境が整っていない企業も多いとみられ、こうした状況を踏まえ厚労省は今年度から、積極的に若者を採用・育成する企業を認定する「若者応援企業宣言」事業を始めました！

非ブラック企業宣言のことなら松崎社労士事務所にお任せ下さい！

北九州市若松区東小石町6-36

電話 (093)771-7145 メール qbmhf355@yahoo.co.jp